

平成30年春の火災予防運動実施要綱



高島市消防本部

目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

統一標語

「火の用心 ことばを形に 習慣に」

(平成29年度全国統一防火標語)

実施期間

平成30年3月1日(木)から
3月7日(水)までの7日間

重点目標

- 《住宅防火対策の推進》
- 《乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進》
- 《放火火災防止対策の推進》
- 《特定防火対象物等における防火安全対策の徹底》
- 《製品火災の発生防止に向けた取組の推進》
- 《多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底》
- 《林野火災予防対策の推進》



【立看板例】

◇ 事業所への依頼事項

- 立看板及びポスターの掲出
- 社内広報誌、放送設備等を活用した防火意識の啓発
- 防火管理体制の充実
- 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の推進
- 放火火災防止対策の徹底
- 店舗、ホテル、工場、倉庫、雑居ビル、文化財建造物等の防火安全対策の徹底



春の火災予防運動
実施中
3月1日から
3月7日まで
火の用心
ことばを形に
習慣に

イラスト

〇〇〇〇事業所名
高島市消防本部

◇ 家庭や地域への依頼事項

- 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性および経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- 防災品の普及促進
- 高齢者等の災害時要援護者の安全対策の推進
- 暖房器具の安全使用のための事前点検及び安全な灯油容器の使用の啓発
- たばこ火災に係る注意喚起
- 放火火災防止対策の推進
- 電気火災予防対策の推進

すべての住宅に
住宅用火災警報器の設置が
義務付けられています

◇ 消防本部の主な実施事項

- 住宅用火災警報器の普及促進、維持管理の啓発活動
- 一般家庭の住宅防火診断
- 防火対象物の特別査察、消防訓練の指導
- 一日消防官による防火キャンペーン（3/1）
- 駅舎等での防火広報
- 事業所を交えた合同消防訓練
- のぼり旗の掲出
- 防災無線、広報誌等による防火広報
- 各地域が実施する消防訓練の指導



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント



3つの習慣

- **寝たばこ**は、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- **ガスこんろ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



◇ その他 期間中は次の運動も併せて実施します。

山火事予防運動 統一標語「小さな火 大きな森を 破壊する」

目的：この運動は、広く市民に山火事予防意識の啓発を図るとともに、予防対策を強化し、森林の保全と地域の安全に資することを目的とする。

車両火災予防運動

目的：この運動は、車両交通の関係者及び利用者の火災予防思想の高揚を図り、もって車両等の火災を予防し、安全な輸送を確保することを目的とする。